

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
の翌日)

目 次

◇条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（職員課）

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（ 〃 ）

公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一 職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の全給料月額を引き上げることとした。（別表第一～別表第五関係）

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当（第七条の三関係）

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の

限度額を三十万二千九百円（現行 二十九万九千円）に引き上げることとした。

(2) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、

医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額の限度額を五万八千円（現行 五万五千円）に引き上げることとした。

(二) 扶養手当（第八条関係）

満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を一人につき月額二千五百円（現行 二千円）に引き上げることとした。

(三) 調整手当（新第九条の四関係）

(1) 調整手当の支給対象となる地域からそれ以外の地域に異動した職員等には、その日から三年を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間、従前どおりの調整手当を支給することとした。

(2) 国家公務員等から職員となった者に対しても、職員の異動等の場合との権衡上必要があると認められるときは、(1)の場合に準じて調整手当を支給することとした。

(四) 住居手当

(1) 自らの所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に対する支給月額を二千五百円（現行 千円）に引き上げることとした。（第九条の四関係）

(2) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものに、当該住宅を職員が自ら居住するため借り受けたこととして算出した額の二分の一に相当する額を支給することとした。（第九条の五関係）

(3) (2)により支給する額は、勤務一時間当たりの給与額の算出基礎から除くこととした。（第十六条関係）

(五) 通勤手当（第十条関係）

公署を異にする異動等に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤する

こととなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものに係る支給月額算定につき、特例措置を講ずることとした。

(六) 寒冷地手当 (第十一条の二関係)

最高限度額の算出基礎額を五十八万円 (現行 五十七万五千元) に引き上げることとした。

(七) 災害派遣手当 (第一条、第二条、第十一条の十関係)

災害応急対策又は災害復旧のため、他の地方公共団体等から派遣された職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に、災害派遣手当を支給することとし、その額は、派遣された職員の滞在期間及び施設の利用区分に応じ自治大臣が定めた基準による額とすることとした。

(八) 宿日直手当 (第十六条の二関係)

勤務一回当たりの支給限度額を次のように引き上げることとした。

区 分	現 行	改 正 後
通 常 の 宿 日 直	三千三百円	三千四百円
医師又は歯科医師の宿日直	一万五千元	一万六千元
特殊な業務を主とする宿日直	六千元	六千四百円

(午前中の勤務から引き続き行われる宿直勤務については、これらの額に百分の百五十を乗じた額)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1 調整手当 (新第四条の三関係)

一の二の(三)と同様の措置を講ずることとした。

2 住居手当 (第四条の三関係)

一の二の(四)の(2)と同様の措置を講ずることとした。

三 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1 調整手当 (第二条、新第四条の二関係)

一の二の(三)と同様の措置を講ずることとした。

2 住居手当 (第四条の二関係)

一の二の(四)の(2)と同様の措置を講ずることとした。

四 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

1 調整手当 (第八条の二関係)

一の二の(三)と同様の措置を講ずることとした。

2 住居手当 (第九条関係)

一の二の(四)の(2)と同様の措置を講ずることとした。

五 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、住居手当 (一の二の(四)の(1)を除く)、通勤手当及び宿日直手当に関する改正は平成八年一月一日から、調整手当及び住居手当 (一の二の(四)の(1)に限る) に関する改正並びに4は平成八年四月一日から施行することとした。

2 一 (調整手当、通勤手当、住居手当、災害派遣手当及び宿日直手当に関する改正を除く) による改正後の職員の給与に関する条例は、平成七年四月一日から適用することとした。

3 所要の経過措置を講ずることとした。

4 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例について一の二の(三)に伴う所要の改正を行うこととした。

◇ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一 社会福祉業務手当の額を月額一万元 (現行 九千五百円) に引き上げることとした。(第五条関係)

二 教育業務連絡指導手当の支給対象に、公立の小学校等の保健体育主事のうち

その職務が困難であるものに充てられた養護教諭を加えることとした。(第三十六条関係)

三 一の条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二は、平成八年四月一日から施行することとした。

2 一は、平成七年四月一日から適用することとした。

3 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十八号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)」の下に「災害派遣手当」を加える。

第七条の三第一項第一号中「二十九万九千円」を「三十万二千九百円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万八百円」に改める。

第八条第四項中「二千円」を「二千五百円」に改める。

第九条の四第一項中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第一号中「貸間を含む」の下に「。第三号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

三 第十条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの

第九条の四第二項中「当該各号に掲げる額」の下に「(第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額の合計額)」を加え、同項第二号中「千円(当該住宅が当該職員その他人事委員会規則で定める者によつて新築され、又は購入されたものである場合にあつては、当該新築又は購入がなされた日から起算して五年を経過するまでの間は二千五百円)」を「二千五百円」に改め、同項に次の一号を加え、同条を第九条の五とする。

三 前項第三号に掲げる職員 第一号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

第九条の三の次に次の一条を加える。

第九条の四 第九条の二第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署に在勤する職員(人事委員会の定める職員を除く。)がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する公署が移転した場合において、当該異動若しくは移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤する地域若しくは公署に係る調整手当の支給割合(同条第二項各号に掲げる割合をいう。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域若しくは公署に係る調整手当の支給割合(同項各号に掲げる割合をいう。)に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは公署が同条第一項の人事委員会規則で定める地域若しくは公署

に該当しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定により当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る調整手当の支給割合（第九条の二第二項各号に掲げる割合をいう。）以上の支給割合による調整手当を支給される期間を除き、前二条の規定にかかわらず、当該異動等の日から三年を超えない範囲内において人事委員会規則で定める期間を経過するまでの間（以下「支給延長期間」という。）、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に在勤するものとした場合に第九条の二の規定により支給されることとなる調整手当（当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に係る調整手当の支給割合（同条第二項各号に掲げる割合をいう。以下同じ。）が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の支給割合による調整手当）を支給する。ただし、当該職員が当該支給延長期間にさらに在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他これに準ずる法人で人事委員会規則で定めるもの（以下「国家公務員等」という。）であつた者が、引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、最高の支給割合に係る地域及び公署以外の地域又は公署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、調整手当を支給する。

第十条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職

員で人事委員会規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、国家公務員等であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの（その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の月額額の算出について準用する。）

第十条の二第三項中「国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員」を「国家公務員等」に改める。

第十一条の二第三項中「五十七万五千円」を「五十八万円」に改める。

第十一条の九の次に次の一条を加える。

（災害派遣手当）

第十一条の十 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

第三十二条第一項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に支給する。

2 災害派遣手当の額は、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第 二八十八号）第十九条の規定に基づき自治大臣が定めた基準による額とする。

3 前二項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十六条第二項中「住居手当の月額」の下に「（第九条の五第二項第三号に掲げる額を除く。）を加える。」

第十六条の二第一項中「三千三百円」を「三千四百円」に、「一万五千円」を「一万六千円」に、「六千円」を「六千四百円」に、「四千九百五十円」を「五千円」に、「二万二千五百円」を「二万四千円」に、「九千円」を「九千六百円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	182,500	215,200	232,700	252,800	272,000	293,100	327,600	366,400	415,900
2	133,600	169,000	189,300	223,300	241,400	261,700	281,200	302,900	339,600	379,000	430,900
3	137,900	175,600	196,100	231,600	250,300	270,600	290,600	312,900	351,600	391,700	445,900
4	142,400	182,500	202,900	240,300	258,900	279,600	300,100	323,300	363,500	404,300	461,000
5	147,400	188,200	210,200	249,100	267,300	288,600	309,800	333,700	375,400	417,300	476,100
6	153,100	193,200	218,000	257,600	275,800	297,700	319,600	344,000	387,400	430,000	491,300
7	159,000	198,200	225,700	265,900	284,300	307,000	329,500	354,100	399,600	442,500	506,600
8	165,000	203,100	232,900	274,200	292,700	316,400	339,400	364,100	411,800	455,000	522,100
9	169,400	207,700	239,400	282,300	301,100	325,800	349,200	374,100	424,000	467,400	537,500
10	172,900	212,200	245,700	290,200	309,400	335,400	358,900	384,100	435,600	479,800	552,800
11	175,800	216,600	251,900	298,000	317,600	345,200	368,500	394,000	446,800	490,700	564,700
12	178,500	221,000	257,600	305,600	325,500	354,900	377,800	403,900	457,800	500,800	572,600
13	181,200	225,300	263,300	313,100	333,400	364,500	386,800	413,800	467,000	509,300	580,100
14	183,400	228,700	268,700	320,500	341,000	373,800	394,700	423,300	474,600	516,500	586,300
15	185,500	231,800	274,000	327,200	347,200	382,100	401,600	430,700	482,200	521,100	591,100
16	187,100	234,900	278,800	333,500	353,000	388,800	407,800	437,700	487,500		
17		238,000	283,200	338,100	358,100	395,200	413,200	442,300	492,100		
18		240,900	287,000	342,200	362,300	399,600	417,800	446,800	496,400		
19		242,900	290,500	346,200	366,200	403,900	422,300	451,100			
20			293,300	349,100	369,800	408,100	426,400	455,000			
21			296,000	351,800	372,900	412,300	430,300	458,800			
22			298,600	354,500	376,000	416,200	434,000				
23			301,100	357,300	379,200	419,900					
24			303,500	360,200	382,300	423,500					
25			305,900	362,900	385,100						
26			308,200	365,500	387,900						
27			310,500	367,900							
28			312,800	370,300							
29			315,100								
30			317,300								
31			319,500								
32			321,700								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	228,300	263,300	282,500	301,900	322,800	354,600	390,300
2	155,700	170,900	196,600	235,800	272,300	291,800	311,800	332,900	364,700	402,800
3	162,300	177,900	204,500	244,200	281,400	301,100	321,700	343,000	374,900	415,200
4	169,200	187,000	212,400	253,000	290,500	310,800	331,600	353,100	385,100	426,800
5	176,000	196,400	219,500	262,000	299,500	320,700	341,500	363,200	395,500	438,000
6	184,400	203,600	226,500	271,000	308,200	330,600	351,400	373,300	405,800	448,400
7	193,700	210,700	233,500	280,100	317,100	340,500	361,200	383,400	416,200	458,500
8	200,900	217,700	240,500	289,100	325,700	350,400	371,300	393,700	426,400	468,600
9	208,000	224,100	248,500	298,100	334,500	360,100	381,300	404,000	436,700	478,700
10	215,000	230,700	256,300	306,300	343,100	369,900	391,400	414,400	446,800	488,700
11	221,300	237,700	264,200	314,600	351,400	379,900	401,500	424,600	456,800	498,700
12	227,900	244,500	272,100	322,900	359,900	390,000	411,600	434,700	466,600	508,600
13	234,900	252,200	280,100	331,100	368,100	400,100	421,700	444,700	476,200	518,400
14	241,600	259,800	287,800	339,300	376,500	410,200	429,600	454,600	485,800	526,200
15	249,300	267,600	295,500	347,000	384,700	419,800	437,400	463,500	495,000	530,600
16	256,900	275,300	303,400	354,900	392,900	426,700	444,300	471,300	499,900	
17	264,200	282,400	311,500	362,800	400,600	433,300	449,900	476,100	504,300	
18	270,900	289,500	319,700	370,800	407,500	438,800	455,300	480,900	508,400	
19	277,300	296,600	327,900	378,800	413,900	443,300	459,600	485,600		
20	283,900	303,500	335,600	386,500	418,200	447,600	463,900	489,600		
21	290,500	310,400	343,500	394,100	422,100	451,600	467,800	493,400		
22	296,900	317,100	351,400	401,000	425,900	455,600	471,500			
23	303,500	323,800	359,400	407,400	429,500	459,300				
24	309,700	330,400	367,400	411,700	433,100	462,900				
25	315,600	337,100	375,100	415,400	436,300					
26	321,700	344,000	382,700	419,100	439,500					
27	327,600	351,000	389,600	422,600						
28	333,000	357,200	396,000	426,200						
29	337,400	362,600	400,300	429,200						
30	341,600	367,500	404,000	432,200						
31	346,100	372,400	407,700							
32	350,500	375,700	411,200							
33	353,100	378,800	414,800							
34		381,900	417,800							
35		385,100	420,700							
36		387,800								

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表 (第三条関係)

イ 教育職給料表(一)

職務の級 号 給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	303,500	402,900
2	146,300	189,300	313,500	413,100
3	152,700	196,000	323,500	423,300
4	159,700	202,800	333,500	433,400
5	167,500	210,100	343,500	443,400
6	176,400	217,600	353,600	453,400
7	185,900	225,600	363,600	463,500
8	192,400	233,800	373,500	473,600
9	198,900	242,200	383,400	483,900
10	205,400	250,700	393,300	494,400
11	212,200	259,400	403,000	505,200
12	219,200	269,100	412,600	514,900
13	226,700	278,800	422,000	523,600
14	234,300	288,600	431,200	531,300
15	242,000	298,400	440,300	535,900
16	249,900	308,200	449,400	
17	257,600	318,100	458,400	
18	265,200	328,000	467,600	
19	272,700	337,900	476,800	
20	279,400	347,600	485,300	
21	285,900	357,200	493,700	
22	292,000	366,700	501,900	
23	298,100	376,000	508,900	
24	304,200	385,300	513,100	
25	310,300	393,800		
26	316,300	401,800		
27	322,300	409,800		
28	328,300	417,800		
29	333,900	425,800		
30	338,100	432,700		
31	342,100	439,400		
32	345,800	444,900		
33	349,200	450,000		
34	351,800	454,900		
35	354,300	459,400		
36	356,700	462,400		
37	359,000			
38	361,300			
39	363,500			
40	365,700			

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	262,900	398,500
2	146,300	161,800	273,000	407,400
3	152,700	170,000	283,100	416,300
4	159,700	178,900	293,300	425,200
5	167,500	189,300	303,500	434,100
6	176,400	196,000	313,500	443,000
7	185,900	202,800	323,500	452,100
8	192,400	210,100	333,500	460,700
9	198,800	217,600	343,500	468,800
10	205,200	225,600	353,500	476,700
11	211,600	233,800	363,400	484,300
12	218,200	242,200	372,500	491,900
13	225,100	250,700	381,400	498,600
14	232,300	259,400	390,100	503,900
15	239,200	269,100	398,600	508,000
16	246,000	278,800	406,800	
17	252,600	288,600	415,000	
18	259,000	298,400	423,200	
19	265,400	308,200	431,400	
20	271,300	318,100	439,500	
21	276,800	328,000	447,100	
22	282,100	337,800	453,900	
23	287,000	347,400	460,300	
24	291,700	356,900	465,500	
25	295,500	365,400	470,000	
26	299,200	373,700	473,800	
27	302,700	381,700	477,000	
28	305,700	389,200	480,000	
29	308,200	396,600		
30	310,600	403,300		
31	312,800	409,900		
32	315,000	416,400		
33	317,100	422,300		
34		428,100		
35		433,100		
36		437,600		
37		442,000		
38		445,800		
39		448,400		

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,900円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の級 号 給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額	5 級 給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	251,500	292,500	337,400
2	133,700	181,700	261,100	302,500	349,700
3	138,000	191,600	270,900	312,800	361,900
4	143,100	200,000	280,800	323,200	374,100
5	149,200	208,700	290,700	333,900	386,300
6	156,800	217,800	300,600	344,500	399,500
7	165,000	226,200	310,700	354,700	412,800
8	173,600	234,600	320,900	364,500	426,700
9	181,800	243,000	331,200	374,200	440,700
10	188,700	251,300	341,200	383,900	454,500
11	195,900	259,100	350,400	393,500	468,300
12	203,300	266,600	359,200	403,000	482,100
13	210,700	273,900	367,300	412,400	495,700
14	218,200	281,000	374,600	421,800	508,800
15	226,400	288,000	381,500	431,100	521,900
16	234,500	294,700	388,400	440,200	535,000
17	240,700	301,400	395,100	449,300	548,100
18	246,800	308,200	401,700	458,200	559,400
19	252,800	315,100	408,200	467,100	567,900
20	258,700	322,000	414,000	474,700	575,300
21	264,300	328,800	419,600	482,200	581,500
22	269,900	335,600	424,700	487,700	586,900
23	275,300	342,400	429,600	492,400	591,100
24	280,600	347,800	434,000	496,400	
25	285,600	353,000	438,300		
26	289,700	356,900	441,900		
27	293,600	360,600	445,400		
28	296,600	364,300			
29	299,600	367,900			
30	302,400	371,400			
31	304,900	374,600			
32	307,400				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表 (第三条関係)

イ 医療職給料表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	291,800	330,100	422,400
2	233,200	303,800	342,400	435,200
3	242,800	315,800	354,800	447,500
4	253,500	327,900	367,200	459,700
5	264,600	340,100	379,600	471,700
6	276,400	352,300	392,100	483,600
7	288,200	364,600	404,600	495,300
8	300,100	376,900	417,600	506,500
9	312,000	389,300	430,200	517,700
10	323,600	401,800	442,400	528,900
11	333,500	413,200	454,400	540,000
12	343,000	423,800	465,900	550,500
13	352,400	433,900	477,300	560,900
14	361,800	443,600	488,500	571,200
15	371,100	453,200	499,500	580,800
16	380,300	462,700	510,300	590,100
17	389,400	472,100	520,600	598,800
18	397,200	481,400	530,900	605,900
19	402,400	488,800	541,100	611,200
20	407,600	495,700	549,100	616,000
21	410,700	501,800	556,900	
22		506,200	562,400	
23		510,600	567,700	
24		515,000	572,700	
25		519,300	577,100	
26		523,000	581,400	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	202,900	225,600	261,700	302,900	338,100
2	138,100	174,500	209,600	233,600	271,000	312,900	349,900
3	143,600	180,900	216,600	242,000	280,400	322,900	361,700
4	150,200	187,300	224,500	250,400	289,800	332,900	373,600
5	156,800	193,600	232,400	258,800	299,200	342,900	385,500
6	164,100	199,900	240,600	267,200	308,700	352,800	397,600
7	171,400	206,200	248,800	275,600	318,400	362,800	410,000
8	177,500	212,400	257,000	284,200	328,100	372,800	422,500
9	183,500	219,100	265,300	292,800	337,800	382,900	434,600
10	188,600	226,300	273,600	301,500	347,500	393,100	446,200
11	193,700	233,200	281,800	310,000	357,100	403,200	457,500
12	198,700	239,800	289,800	318,300	366,300	413,200	467,000
13	203,500	246,200	297,700	326,500	375,300	422,900	474,600
14	208,000	252,600	305,500	334,600	383,700	430,500	482,200
15	212,500	258,400	313,300	342,400	390,700	437,600	489,700
16	216,900	264,000	320,900	348,700	397,400	442,300	494,200
17	221,200	269,400	328,000	354,600	403,000	446,800	498,500
18	225,500	274,700	334,700	360,300	408,400	451,100	
19	229,000	279,500	339,600	364,400	412,800	455,000	
20	232,100	284,100	344,300	368,400	417,000	458,800	
21	235,100	287,600	348,200	372,300	421,200		
22	237,600	290,300	351,300	375,800	424,900		
23	239,600	293,000	354,100	379,100	428,500		
24		295,500	356,900	382,100			
25		297,700	359,600	384,900			
26		299,900	362,200	387,700			
27		302,100	364,800	390,500			
28		304,300	367,200				
29			369,600				
30			372,000				

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	218,200	239,900	270,700	306,600	340,000
2	151,100	177,600	224,700	247,100	279,100	316,200	351,900
3	156,600	185,900	232,300	254,400	287,500	326,200	363,800
4	162,500	194,700	239,600	261,700	295,900	336,400	375,800
5	168,500	200,300	246,800	269,100	304,300	346,500	387,800
6	176,500	205,900	254,000	276,800	312,700	356,500	400,200
7	184,800	211,700	261,200	284,500	321,100	366,500	413,000
8	193,000	217,900	268,400	292,300	329,400	376,600	425,200
9	197,900	224,400	275,700	300,100	337,400	386,900	437,200
10	202,900	231,600	283,200	308,000	345,300	397,300	449,000
11	207,900	238,800	290,800	315,700	353,200	408,000	460,800
12	213,100	246,000	298,300	323,300	361,200	418,400	471,600
13	218,500	253,200	305,700	330,700	369,200	428,400	480,800
14	223,800	260,400	313,000	338,100	377,400	438,300	489,700
15	229,400	267,500	320,300	345,500	385,600	448,100	498,100
16	234,900	274,600	327,300	352,700	393,800	456,800	505,600
17	240,500	281,700	334,100	360,000	401,400	465,400	510,600
18	246,100	288,700	340,900	367,000	408,200	473,600	514,900
19	251,700	295,400	347,500	374,000	413,500	481,000	518,900
20	257,200	302,200	354,100	380,200	418,400	485,900	
21	262,400	309,000	360,700	386,000	423,200	490,100	
22	267,600	315,400	366,900	391,600	427,300	493,800	
23	272,100	321,800	372,300	396,000	430,800		
24	276,700	328,200	377,600	399,900	433,500		
25	281,000	334,400	382,100	403,600			
26	285,200	339,300	385,800	407,200			
27	288,900	343,500	389,400	410,200			
28	292,400	347,600	392,400	412,800			
29	295,200	351,300	395,400				
30	297,900	353,800	398,200				
31	300,500	356,200	400,700				
32	303,000	358,500					
33	305,500	360,900					
34	307,700	363,300					
35	309,900	365,700					
36	312,100	368,100					
37	314,300	370,500					
38	316,500	372,900					
39	318,700						
40	320,900						
41	323,100						

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七中「鳥取県米子警察署大山町大山寺警察官派出所」を「鳥取県米子警察署大山寺交番」に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の三を次のように改める。

(住居手当)

第四条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(知事が定める職員を除く。)

二 その所有に係る住宅(知事が定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの

三 第四条の六第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(知事が定めるものを除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして知事が定めるもの

第四条の五を第四条の六とし、第四条の四を第四条の五とし、第四条の三を第四条の四とし、第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 前条の知事が定める地域若しくは公署に在勤する職員がその在勤する地域若しくは公署を異にして異動した場合若しくはこれらの職員の在勤する公署が移転した場合(知事が定める場合に限る。)又は知事が定めるこれらに準ずる場合は、当該職員に対して、同条の規定にかかわらず、知事が定める期間、調整手当を支給する。

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「扶養手当」の下に「調整手当」を加える。

第四条の二を次のように改める。

(住居手当)

第四条の二 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(企業管理規程で定める職員を除く。)

二 その所有に係る住宅(企業管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの

三 第六条の二第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(企業管理規程で定めるものを除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定めるもの

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

(調整手当)

第四条の二 調整手当は、この条例の適用を受けることとなった日の前日において職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第九条の二若しくは

第九条の四、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)第四条の二若しくは第四条の三若しくは病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第三号)第八条の二の規定により調整手当の支給を受けていた職員又は企業管理規程で定めるこれらに準ずる職員に対して、企業管理規程で定める期間、支給する。

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二 調整手当は、この条例の適用を受けることとなった日の前日において職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第九条の二若しくは

第九条の四、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年十月鳥取

県条例第三十七号) 第四条の二若しくは第四条の三若しくは企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号) 第四条の二の規定により調整手当の支給を受けていた職員又は企業管理規程で定めるこれらに準ずる職員に対して、企業管理規程で定める期間、支給する。

第九条第一項中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第十一条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(企業管理規程で定めるものを除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定めるもの

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)
 第九条の四の改正規定(同条第二項第一号の改正規定及び同条を第九条の五とする改正規定を除く。)
 並びに第十条、第十六条第二項及び第十六条の二第一項の改正規定、第二条中現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「現業職員給与条例」という。)
 第四条の三の改正規定、第三条中企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「企業局給与条例」という。)
 第四条の二の改正規定並びに第四条中病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「病院局給与条例」という。)
 第九条の改正規定 平成八年一月一日
- 二 第一条中給与条例第九条の四の改正規定(同条第二項第二号の改正規定及び同条を第九条の五とする改正規定に限る。)、
 第九条の三の次に一条を加える改正規定及び第十条の二第三項の改正規定、
 第二条中現業職員給与条例第四条の五を第四条の六とし、
 第四条の四を第四条の五とし、
 第四条の三を第四条の四とし、
 第四条の二の次に一条を加える改正規定、
 第三条中企業局給与条例第二条第三項の改正規定及

び第四条の二を第四条の三とし、
 第四条の次に一条を加える改正規定並びに第四条
 中病院局給与条例第八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十項の規定 平
 成八年四月一日

2 第一条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)
 による改正後の給与条例(以下「改正後の条例」という。)
 の規定は、平成七年四月
 一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成七年四月一日(以下「切替日」という。)
 の前日において職務の級における最
 高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又
 は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則
 で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日から第一条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)
 の前日までの間に
 おいて、第一条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の条例」という。)
 の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級
 又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定め
 る職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給
 料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる
 職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間について
 は、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権
 衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整
 を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けてい
 た号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従っ

て定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成八年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整)

7 施行日から平成八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

10 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第九条の二」の下に「、第九条の四」を加える。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十九号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「九千五百円」を「一万円」に改める。

第三十六条第一項中「教諭」の下に「又は養護教諭」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三十六条第一項の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第五条第二項の規定は、平成七年四月一日から適用する。

(手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。